

様式第三（第3条第3項関係）

特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 認定をした年月日

令和5年8月28日

2. 認定特定研究成果活用支援事業者の名称

VI-1号投資事業有限責任組合

3. 認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 特定研究成果活用支援事業を実施する者に関する事項

名称	VI-1号投資事業有限責任組合
所在地	石川県金沢市角間町ヌ7番地
無限責任組合員	株式会社ビジョンインキュベイト
所在地	石川県金沢市角間町ヌ7番地
設立年月日	令和5年8月10日
出資金	1,200万円（うち資本金600万円、資本準備金600万円）
出資者	国立大学法人金沢大学（議決権比率100%）
役職員の構成	取締役4名（うち金沢大学役職員以外の社外取締役2名）、支援・投資委員会4名（うち金沢大学役職員以外の社外取締役2名）
組織図	添付資料のとおり
役職員の業績評価の基準	組織業績及び個人業績の観点から実施する。組織業績については、投資採算のみでなく、中長期的な雇用・事業の創出や大学への貢献等の基準からも評価を行う。個人業績については、各役職において期待される行動の発揮度合いや、年間の個人目標に対する成果に応じて評価する。
役職員の報酬の水準	役職員の報酬の体系としては、固定年俸、業績連動賞与及びインセンティブ・ボーナスの3種類を想定し、類似の民間事業者の慣行を踏まえた報酬水準とする。 固定年俸は固定額の月次支給とし、役職員の長期的な能力伸長の観点から、業績評価結果を勘案して年1回の昇降給を実施する。インセンティブ・ボーナスは成功報酬の一部を原資とする賞与であり、将来のキャピタル・ゲインの最大化に向け、支援を担当する役職員の報酬インセンティブとして設定するが、支給額には一定の上限を設ける。業績連動

賞与は、業績評価結果を勘案して支給額を決定し、半年または1年に一度支給する。

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容

① 特定研究成果活用支援事業の実施に必要な額及びその調達方法

【無限責任組合員】

株式会社ビジョンインキュベイト 0.1 億円以上

【有限責任組合員】

国立大学法人金沢大学 0.4 億円

民間企業等 一定額の出資を受ける予定

※ただし、金沢大学からの出資に当たっては、文部科学省の認可が必要。

② 特定研究成果活用支援事業の概要

株式会社ビジョンインキュベイトが北陸地域を中心とした全国の国立大学の研究成果を活用する事業化シーズを新たに発掘し、その事業化を支援する。

主たる支援対象は、金沢大学及び他の国立大学における技術に関する研究成果の活用と学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものとする。

重点支援領域は、金沢大学が特に優れたポテンシャルを有する、バイオマス・グリーンイノベーション、がん進展制御、ナノ生命科学、ナノマテリアル、設計製造、高度モビリティ等の今後成長が見込まれる研究分野とする。

③ 特定研究成果活用支援事業の内容

【実施予定の助言・支援の内容】

(ア) 起業準備、起業直後のシードラウンドにおける支援：シーズ発掘から、事業戦略・開発戦略・知財戦略・資本政策等の仮説構築、経営者確保等

(イ) 起業後における経営の伴走型支援：構築した戦略仮説の実行支援や事業計画の見直し、組織インフラ構築、経営人材獲得、資金調達準備等

【資金供給】

(ア) 創業時、アーリー初期：VI-1 号投資事業有限責任組合から投資

(イ) アーリー後期以降：株式会社ビジョンインキュベイトと他のベンチャーキャピタルが連携し、他のベンチャーキャピタルのファンドから投資獲得（又はVI-1号投資事業有限責任組合との協調投資）

④ 対象事業者の基準

金沢大学又は他の国立大学における技術に関する研究成果を活用して新たな需要や市場といった社会的価値の創出を果たすために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 社会の安寧と福祉、世界平和、人類と自然環境の調和に貢献し、現実社会の要請に応えうる新産業創出に資するものであること。また、国民経済における生産性の向上その他の社会的ニーズへ対応したものであり、かつ、新たな付加価値が創出されることが期待されるものであること。
- (イ) 金沢大学が特に優れたポテンシャルを有する、バイオマス・グリーンイノベーション、がん進展制御、ナノ生命科学、ナノマテリアル、設計製造、高度モビリティ等の幅広い研究分野をはじめとして、今後成長が見込まれる分野での金沢大学における技術に関する研究成果の活用と金沢大学の学術研究の進展に資するもの、さらには我が国の学術研究の更なる発展に寄与するものであること。
- (ウ) 支援（投資）を行ってから概ね 5 年程度で外部への売上等による収益化が見込まれ、その後当該組合の存続期間内に、当該組合が保有する対象事業者の株式等の処分その他による資金の回収が可能となる蓋然性が高いと見込まれるものであること。
- (エ) 対象事業者に対して、当該組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われること等により、対象事業者の行う研究成果の事業化に資する民間事業者等とのコラボレーションが見込まれ、結果として、特定研究成果活用支援事業全体について、当該組合と協調して民間事業者等からの出融資による資金供給が行われるものであること。

⑤支援内容の基準

特定研究成果活用支援事業が果たすべき使命を十分理解した上で、本事業がしくみとして定着するために、次に掲げる要件を満たすものであること。

- (ア) 特定研究成果活用支援事業において特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の総額に占める関係国立大学法人等に係る特定研究成果活用事業者に対して行われる資金供給の額の割合が、当該認定特定研究成果活用支援事業全体において、関係国立大学法人等による出資及び民間事業者等からの出融資による資金供給の総額に占める当該関係国立大学法人等による出資の額の割合以上であること。
- (イ) 類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることなく民業配慮をするとともに、民間事業者等のみでは十分な実施が困難な特定研究成果活用事業に対し、民間事業者等から出融資等の資金供給の確保も検討しながら、率先して支援を行うものであること。あわせて、中小企業者に対して不当な差別的取り扱いをしないよう留意すること。なお、他のファンドに出資する場合には、当該ファンドが政策目的を踏まえて適切な投資を行うことを契約等により担保しつつ、適切にフォローアップを行うものであること。

- (ウ) 特定研究成果活用支援事業を通じた総収入額が、少なくとも当該組合の全ての事業期間を通じて必要な総支出額を上回ることを目指して、対象事業者に対する支援は適切な分散投資を図りながら当該組合を通じて主として直接行うものであること。また、対象事業者に対する支援計画を株式の処分の適切な時期等を含めて十分に検討すると共に、支援の実施の決定後にあっては積極的な経営又は技術の指導を実施することにより、対象事業者の事業の成長と収益性の向上を図るものであること。さらに、財務諸表等の指標に基づく基準を設定し、これを継続的に把握すること等により、支援を行う特定研究成果活用事業者の事業活動について、事業年度ごとにその進捗状況や収益性を適切に評価するものであること。
- (エ) 本事業をエコシステムとして定着させるために、起業家や起業家を支援できる人材を育成するものであること。また、研究者の自主性や金沢大学の自主性を尊重するとともに、金沢大学が行う教育や学術研究に支障を来すことのないものであること。
- (オ) 個人及び対象事業者に関する情報の適正な取扱いに留意しつつ、金沢大学等に必要の説明を行うことにより、活動の透明性を確保するものであること。

⑥金沢大学との連携体制

金沢大学は、VI-1号投資事業有限責任組合へ出資を予定している。

株式会社ビジョンインキュベイトには、金沢大学及び他の関連する国立大学（以下「金沢大学等」という。）のURAが特定研究成果活用支援事業にクロスアポイントメント等によって参画する予定。このことによって、株式会社ビジョンインキュベイト並びに金沢大学及び他の関連する国立大学との意見交換を密接に行う体制を構築する。

また、金沢大学等のURAを中心とした教職員が、株式会社ビジョンインキュベイトの外部専門家と協働し、金沢大学等の研究成果を活用した事業化シーズの発掘・支援を行う。

4. 特定研究成果活用支援事業の開始時期及び終了時期

VI-1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から起算して10年間とする。ただし、運用状況等により、投資事業有限責任組合契約に従って総有限責任組合員の出資口数の合計の過半数に相当する出資口数を有する有限責任組合員の承認を得た場合、かかる期間の満了日の翌日からさらに5年間延長可とする。

組織図

